

※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、『総合評価に関する事項』に係る留意事項等（以下「留意事項等」という。）をよく読んでください。

総合評価に関する事項

工 事 名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）
 工 事 箇 所 鳴門市撫養町立岩（第1工区）

1 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 技術提案の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に優れた内容で工夫が見られる。	20.0	/ 20.0
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、優れた内容で工夫が見られる。	15.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に良い内容で工夫が見られる。	10.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、良い内容で工夫が見られる。	5.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	
上記技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性等 又は標準案に基づく施工計画の適切性等	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に優れた内容で工夫が見られる。	20.0	/ 20.0
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、優れた内容で工夫が見られる。	15.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に良い内容で工夫が見られる。	10.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、良い内容で工夫が見られる。	5.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	

② 簡易な施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
「施工上配慮すべき事項」の適切性	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、優れた内容である。	15.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に良い内容である。	10.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、良い内容である。	5.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	
「施工上の課題への対応」の的確性	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、優れた内容である。	15.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、特に良い内容である。	10.0	

	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、良い内容である。	5.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確である。	0.0	

③ 企業の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成20年度から入札公告日までの同種工事の施工実績 （同種工事の定義は留意事項等に記載）	同種工事の施工実績が4件以上ある	15.0	/ 15.0
	同種工事の施工実績が3件ある	10.0	
	同種工事の施工実績が2件ある	5.0	
	上記以外	0.0	
I S O等	IS09001, IS014001, エコアクション21のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

④ 配置予定技術者の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成20年度から入札公告日までの同種工事の施工経験 （同種工事の定義は留意事項等に記載）	同種工事の経験が3件以上ある	10.0	/ 10.0
	同種工事の経験が2件ある	5.0	
	上記以外	0.0	

⑤ 地域貢献度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
県内企業活用 （県内下請け） （除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
県内企業活用 （県内産資材） （指定資材は別表に記載）	指定資材について、全て県内産資材を活用する計画を提出	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	鉄筋のうち「PC鋼材緊張」工事、鉄骨のうち「大屋根鉄骨」工事、屋根及びといのうち「膜屋根」工事、ユニット及びその他のうち「観客席」工事、エレベーター設備のうち「エレベーター」工事に限り、県内企業活用（県内下請け）の評価から除外する。
----------	--

「指定資材」	基礎部分のコンクリート工事（フーチング及び柱部を除く。）に使用する「県産木材を使用した型枠」とする。
--------	--

⑥ 地域精通度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
地域精通度	徳島県内に主たる営業所がある者の出資比率が50%以上の共同企業体を結成	15.0	/ 15.0
	徳島県内に主たる営業所がある者の出資比率が35%以上の共同企業体を結成	5.0	
	上記以外	0.0	

⑦ 低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」11の（2）に規定する低入札工事に対する減点

措置の対象となる。

建設工事の種類が「**建築一式工事**」である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。

この入札で特定建設工事共同企業体の構成員の中に減点対象者がある場合には、最も減点措置の大きい者に対する減点を適用する。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

基礎点：入札に必要な参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点：「**1 入札の評価に関する基準**」に基づき、次の方法により算出する。

$$\text{加算点} = (1 \text{ ①} \sim \text{⑥の得点の合計} + \text{⑦の減点 (該当する場合)}) \div 132 \text{点 (1 ①} \sim \text{⑥配点の合計)} \times 30 \text{点}$$

なお、評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。

加算点は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

3 低入札工事に対する減点措置

この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は、「減点措置の対象部局」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、**20点減点**される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。

また、この入札で特定建設工事共同企業体を構成した場合は、その構成員に対し、それぞれ同様の減点措置を適用する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部 局
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	県土整備部（万代庁舎内に限る）
契約締結日から起算して1年間	全ての発注部局

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、一般競争入札により行うため、原則として、提出された資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記載漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「共同企業体名」「構成員名」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■技術提案の評価に関する留意事項等

○技術提案を行う場合は、総合評価（技術提案）申請書の様式4（その2）に記載すること。

様式4（その2）に記載された内容により技術提案及び施工計画の適切性等について評価する。

○技術提案を行わない場合は、総合評価（技術提案）申請書の様式5に記載すること。

様式5に記載された内容により標準案（値）に基づく施工計画の適切性等について評価する。

○技術提案の様式に記載の留意点に十分注意すること。

■簡易な施工計画の評価

○総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）により評価するので、申請書様式に添えた「**記述上の留意点**」に十分注意して記述すること。

■技術提案及び簡易な施工計画に関する参考資料

○技術提案や簡易な施工計画に記述した工事材料、施工方法等の機能、性能等を補足説明するため、参考となる資料を提出することができる。ただし、電子入札システムにより参考となる資料（PDF形式の電子ファイルに限る。）を提出するにあたっては、工事費内訳書、総合評価（簡易な施工計画）申請書及び総合評価（技術提案）申請書を含め1つの圧縮ファイル（ZIP形式）とすること。また、ファイル容量の合計は3メガバイト以内の制限がある。

なお、当該参考資料に限っては、徳島県電子入札システム運用基準5-5に関わらず、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による書面での提出も可能とする。

当該参考資料のみ書面による分割提出を行う場合は、徳島県電子入札システム運用基準5-6（1）の目録ファイルの提出については、省略してもよい。

ア 提出期限

入札概要書に明示する入札書及び工事費内訳書等の提出期限

イ 提出場所

入札概要書に明示する「問い合わせ先」の「(1)入札に関すること」に記載の場所

■企業の施工能力の評価

○代表構成員により評価する。

○総合評価（標準型）加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。

○評価項目（同種工事の施工実績）

同種工事とは、次の条件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。）工事の元請けとして施工した工事をいう。

ア 1棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定による延べ面積をいう。以下同じ。）が7,600㎡以上であること。

イ 主要用途が陸上競技、球技その他これらに類する競技の観覧場であること。

※なお、建築とは、新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれないので注意すること。以下同じ。

新築：建築物のない敷地に建築物をつくること。

増築：既存の建物に継ぎ足して建築物をつくること。（継ぎ足した部分の面積を評価）

改築：既存の建築物を解体撤去し、同じ用途、構造、階数で建築物をつくること。

移転：同一敷地内で建物を移動して建築物をつくること。

・評価対象の期間は、平成20年度からこの入札の公告日までとする。

・施工実績は、上記期間内に工事が完成し、引き渡し完了したものに限る。

・特定建設工事共同企業体の経験は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。

○評価項目（ISO等）

・入札公告日における取得等の状況の評価する。

・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、開札日の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○代表構成員により評価する。

○総合評価（標準型）加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

- ・配置予定技術者は、開札日時時点で雇用期間が1年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。
- ・配置予定技術者は、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合は、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。
- ・配置予定技術者の評価は、工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、(特例)監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。
- ・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
- ・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（同種工事の施工経験）

同種工事とは、次の要件を全て満たす建築（建築基準法第2条第13号の規定による建築をいう。）工事の元請けとして施工した工事をいう。

ア 1棟の延べ面積が7,600㎡以上であること。

イ 階数が4以上で、主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。

ウ 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと。

- ・評価対象の期間は、平成20年度からこの入札の公告日までとする。
- ・施工経験は、上記期間内に工事が完成し、引き渡し完了したものに限る。
- ・特定建設工事共同企業体の経験は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。

■地域貢献度の評価

○総合評価（標準型）加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

■地域精通度の評価

○評価項目（地域精通度）

- ・「主たる営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」とする。

■その他留意事項

○企業評価及び配置予定技術者の評価対象は異なるので、十分注意すること。